

山梨県公報

号外第十二号

平成十五年

二月二十八日

金 曜 日

目 次

条 例

南部町の設置に伴う山梨県警察組織条例の一部を改正する条例……………

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榑形町及び甲西町の合併に伴う

山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例……………

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………

規 則

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

条例のあらまし

南部町の設置に伴う山梨県警察組織条例の一部を改正する条例(条例第一号)(市町村課)

- 1 南巨摩郡南部町及び富沢町を廃し、その区域をもって南部町を設置することに伴い、山梨県南部警察署の管轄区域を「南巨摩郡のうち身延町(四二一七番地の一を除く。)、南部町及び富沢町」から「南巨摩郡のうち身延町(四二一七番地の一を除く。)及び南部町」に改めることとした。
- 2 この条例は、平成十五年三月一日から施行することとした。

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榑形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例(条例第二号)(議会)

- 1 中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榑形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の区域について、当該合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される山梨県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとする特例を定めることとした。
- 2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第

条 例

三号)(議会)

1 山梨県議会の議長、副議長及び議員の報酬の支給の終期について、所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

南部町の設置に伴う山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年二月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第一号

南部町の設置に伴う山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。別表山梨県南部警察署の項管轄区域の欄中「、南部町及び富沢町」を「及び南部町」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年三月一日から施行する。

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榑形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十五年二月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二号

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榑形町及び甲西町の合併に伴う山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十五条第一項の規定に基づき、南アルプス市の区域に係る山梨県議会の議員の選挙区は、中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、榑形町及び甲西町の合併の日から当該合併の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される山梨県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成十五年二月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第三号

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、死亡」を削り、「その当月分までの報酬を」を「その日までの報酬を日割りにより」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「及び前項」を「並びに第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 議員が議長又は副議長に選挙されたときは、その選挙された日の前日までの報酬を日割りにより支給する。
3 議長、副議長及び議員が死亡したときは、その当月分までの報酬を支給する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
(平成十五年四月分の報酬に関する特例)
- 2 この条例による改正後の山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第三条第一項に規定する場合における平成十五年四月分の報酬については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

山梨県規則第一号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年二月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、平成十五年三月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年二月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三南部警察署の部富河警察官駐在所の項中「南巨摩郡富沢町」を「南巨摩郡南部町」に改め、同部万沢警察官駐在所の項中

ち	南巨摩郡富沢町 万沢三五三二の二	南巨摩郡富沢町のうち 万沢、十島
ち	を	

に改める。

附則

この規則は、平成十五年三月一日から施行する。